

三原広域市町村圏事務組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十八日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十五号

三原広域市町村圏事務組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

三原広域市町村圏事務組合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和五十四年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
事務局長 事務局次長 場長 会計管理者 室長	事務局長 事務局次長 場長 会計管理者	事務局長 事務局次長 所長 場長 会計管理者 室長

附 則

この人事委員会規則は、令和六年四月一日から施行する。